

委託業務の総合評価落札方式における 災害活動実績の評価について

近年、自然災害が激甚化・頻発化しており、担い手不足の中でも、持続可能な災害時緊急活動体制の構築が必要です。そのため、総合評価落札方式の技術者実績等簡易型において、災害時緊急当番登録に加え、市町村を含む災害協定の締結や災害活動実績を評価し、災害対応する企業が活躍できる環境を整備します。

1 現状と課題

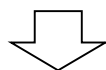
- 災害時緊急当番登録をしている者には活動実績等がなくても一律に加点され、緊急調査等の実際の災害活動実績や県内市町村の災害対応が評価されていない。
- 令和7年6月に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律には、「被災状況の把握ができる経験及び知識を有する者の活用」が発注者の責務として追記された。

2 見直し内容

【見直し】 災害時緊急当番登録に加え、緊急調査の対応実績を評価する。
(現行)

社会貢献（選択）：県の災害時緊急調査当番登録、災害時応急活動の実施状況により評価する。

- 1) 災害時緊急調査当番登録（0.5点）
 - a 県の災害時緊急調査当番登録をしている者：0.5点



(見直し後)

社会貢献（選択）：県の災害時緊急調査当番登録・災害協定締結及び災害活動実績、災害時緊急体制の整備により評価する。

- 1) 災害時緊急調査当番登録・災害協定締結及び災害時活動実績（最大 0.5点）
 - a 県の災害時緊急調査当番登録をしている者のうち県からの依頼を受けて緊急調査を行った者又は県若しくは県内市町村との災害協定に基づく災害活動実績（緊急調査等）を有する者：0.5点
 - b 県の災害時緊急調査当番登録をしている者、県若しくは県内市町村と災害協定を締結している者又は県若しくは県内市町村との災害協定に基づかない自治体の要請による災害活動実績（緊急調査等）を有する者：0.25点

※1 上記 a、b のいずれかの点数を加点する。

※2 災害活動実績（緊急調査等）の期間は、「過去5年間」又は「現年度」を基本とし、発注機関の長の判断により、求める実績の期間を延長することができる。

3 実施時期

令和8年9月の公告案件から適用